

資料 2 全国がん登録及び院内がん登録における届出ルールの変更について（報告）

厚生労働省

健康・生活衛生局　がん・疾病対策課

全国がん登録及び院内がん登録における胃の上皮内がんに係る届出ルールの変更について（報告）

変更内容

- 全国がん登録及び院内がん登録の届出ルールについて、胃癌においては、臨床現場において、日本胃癌学会の取扱い規約のTNM分類に準拠して、がんが上皮内に留まっているもの（上皮内がん）も含めて「T1a」としていたことから、全国がん登録では上皮内がんを進展度（※1）における「限局」に含めて届け出ることとし（※2）、院内がん登録では上皮内がんを含めて粘膜までに留まるものをUICC TNM分類（※3）における「T1a」として届け出ることとしている（表1）。
- 今般、日本胃癌学会の取扱い規約が、令和8年3月6日に第15版から第16版へ改訂され、UICC TNM分類と同様に、胃癌における上皮内がんがT1aから分離されたことを受けて、令和9年1月1日以降に新たに胃癌と診断された症例から、上皮内がんと確認されたものについては、全国がん登録では進展度における「上皮内」、院内がん登録ではUICC TNM分類における「Tis」として届け出ることとする（表2）。

（※1）全国がん登録においては、病院等は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第6条第1項に基づき、がんの進行度の届出が義務づけられており、この進行度は、「全国がん登録 届出マニュアル」に規定される進展度を届出する運用となっている。この進展度は、法施行以前から続くわが国のがん登録において標準化されたがんの病期分類であり、以下の5段階からなる。

上皮内、限局、領域リンパ節、隣接臓器浸潤、遠隔転移

（※2）胃癌の「限局」には、UICC TNM分類におけるTis（上皮内がん）、T1a、T1b、T2、T3でかつリンパ節転移・遠隔転移のないものが含まれる。

（※3）院内がん登録においては、がんの進行度として、進展度に加えて、原則として国際対がん連合（UICC）のTNM分類が届出項目となっている。

表1 現行

		胃				
		全国がん登録	院内がん登録	UICC TNM 第8版	胃癌取扱い規約 第15版	
粘膜	粘膜上皮（上皮内）	限局	T1a	Tis	T1a	
	粘膜固有層			T1a		
	粘膜筋板					
粘膜下層			T1b	T1b	T1b	
固有筋層			T2	T2	T2	
漿膜下層			T3	T3	T3	
漿膜層			隣接臓器浸潤	T4a	T4a	T4a
隣接臓器				T4b	T4b	T4b



表2 令和9年1月1日以降の診断例

		胃				
		全国がん登録	院内がん登録	UICC TNM 第9版（※4）	胃癌取扱い規約 第16版	
粘膜	粘膜上皮（上皮内）	上皮内	Tis	Tis	Tis	
	粘膜固有層			T1a	T1a	
	粘膜筋板					
粘膜下層			T1b	T1b	T1b	
固有筋層			T2	T2	T2	
漿膜下層			T3	T3	T3	
漿膜層			隣接臓器浸潤	T4a	T4a	T4a
隣接臓器				T4b	T4b	T4b

（※4）UICC TNM分類は第8版から第9版に改定されており、院内がん登録においては、令和9年1月1日以降に新たに診断された症例から、UICC TNM分類第9版を適用する予定。

（参考）国会における全国がん登録の届出ルールに関する指摘

令和7年4月22日 第217回参議院厚生労働委員会議事録（抄）

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。お役に立てるように質疑をしたいと思います。

三月十三日の大臣所信の質疑におきまして、私は、全国がん登録推進法の発議者であるということをお願いした上で、全国がん登録の罹患数、率の報告書において、胃がんの罹患数、率が上皮内がんを除くという表に掲載をされておりますけれども、病理学的には上皮内がんと診断されているものも含まれており、誤解を生まないように表記をすべきではないかという質疑をさせていただき、適切な注釈を付ける等の対応を検討したいと大坪局長に御答弁いただきましたけれども、その後の進捗についてまずはお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（大坪寛子君） お答え申し上げます。

全国がん登録におきましては、上皮内の報告の分類の規定があるにもかかわらず上皮内がんを限局に含めている理由、これは、先生御案内のとおり、**上皮内がん、TisをT1aに含めて登録している**院内がん登録始め現場の運用によるところでありますが、先生の御指摘のとおり、報告書の中で上皮内がんが含まれている限局を含む表に上皮内がんを除くと注釈がある点、非常に誤解を招くものでありますため、先生から御指摘をいただいた後に、三月二十七日に公表いたしました令和三年の全国がん登録、この報告におきましては、表記をしております上皮内がんを除くの注釈を削除いたしまして、胃癌取扱い規約第十五版における粘膜内がんは胃の悪性新生物に分類されると記載をしたところでございます。

○秋野公造君 素早い対応に感謝を申し上げたいと思います。

その上でなんですけど、資料の一の一、先ほど大坪局長にも御言及いただきました全国がん登録推進法においては、がんが表層にとどまって他臓器に浸潤、転移する可能性がないものを上皮内、赤枠で定義をして、一方で、がんが原発臓器に限局をしているものを青枠の限局に定義をさせていただいておりますが、ならば、前日も議論をいたしましたけれども、**胃がんのUICC第八版のTisとT1aについては上皮内と分類した方が適切であり、治療等の分担も理解しやすいのではないかと**考えます。

全国がん登録においても、胃がんのT1aを全国がん登録上の上皮としてT1bからT3を限局としてはどうかと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人（大坪寛子君） お答え申し上げます。

全国がん登録では、全ての病院等から全部位の新たに診断されたがんの報告を行っていただくに当たり、極めて単純な分類であります進展度、これを用いております。したがって、T1aとT1bについても、両者を区別せずに進展度の限局として届けているところではございます。

全国がん登録の在り方につきまして、先生御指摘の胃がんのT1aを上皮とし、T1bからT3までを限局とする御提案につきまして、関係学会のニーズなどを踏まえて、国立がん研究センター等と連携して対応を検討したいと思っております。

○秋野公造君 ありがとうございます。よろしくお伺いをしたいと思います。

(参考) 国会における全国がん登録の届出ルールに関する指摘

令和8年3月24日 第221回参議院厚生労働委員会議事録(抄)

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。お役に立てるように質疑をしたいと思っております。

私は、二〇一四年に成立をいたしましたがん登録等の推進に関する法律の発議者でもあります。古川さんと一緒に発議をいたしました。二〇一四年だから、古川さん、もう十年前のことになりますけれども、それまではがんで亡くなった方の数は取れておりましたけれども、罹患をした時点で登録を行うという立て付けにさせていただきまして、がんにどれぐらい罹患をしているかといったようなデータも取れるようになりまして、よって、治療の状況やその結果どうなったかといったようなことも取れるようになったということでもあります。

対策がより一層充実できるようになったということでもありますけど、資料の一、御覧をいただきますと、胃がんの取扱い規約変わったわけではありますが、赤の四角で囲ったところを御覧をいただきますと、胃がんは、粘膜の中からできて、どんどんどんどん浸潤して悪化していく、重症化していくわけでありまして、この上から二層目の粘膜下層に至らないときには内視鏡を使って切除をすることができますけれども、これより先に浸潤してしまいますと腹腔鏡とかおなかを開けて切除をするということになりますから、まあT1a、T1b、この期下で分けるということが非常に重要だという考えの下から、全国がん登録におきましてこのT1aとT1bを区別して情報を集めるということは治療法といったことも含めて重要ではないかという御提案をしてきた次第であります。

まず一問目、問いたいと思っておりますが、胃がんの登録、**全国がん登録において胃がんの登録をT1aとT1bを区別できるようにする提案の進捗**につきまして、まずはお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

昨年四月に先生から御指摘をいただきました胃がんのT1aとその他の分類についてでありますけれども、全国がん登録の届出はもうがんの進行度でこれまで分類をしております。胃がんにおきましては、限局の中に、いわゆる国際対がん連合のTNM分類におけるTis、T1a、T1b、T2、T3、こういったものが含まれているところであります。

先生からの御指摘を受けまして今年二月にがん登録部会で審議をいたしまして、**令和十年の診断症例からは国際対がん連合が定める国際的ながんの分類方法でありますTNM分類を導入すること**、これにつきまして了解をいただいたところでありますので、こういった形で進めていきたいと思っております。

○秋野公造君 T1a、T2、T1bが分けられるようになったということで、お礼を申し上げたいと思っております。

この一ページ目のこれ新しい胃がん取扱い規約でありまして、赤の図の中を更に見ていただきますと、一番左にTisといって、更に粘膜内の中でもまあ上皮内という、本当にもっと小さな、これは粘膜内、上皮内がんということで日本にとっては非常に大事な概念でありましたけれども、国際分類に合わせるといった流れの中で、T1a、粘膜内のがんとして統一をされてきた経緯もあるわけでありまして、早く見付けることができる日本でありますから、こういったTisの状況のがんの情報も取ることが重要である、病理の先生方もそうだとということで、この三月に新しい胃がん取扱い規約ができまして、Tisの分類が設けられたところであります。

そうなりますと、これまで、先ほど大坪局長、**胃がんにおいて**は限局で取ってきたということでありますが、Tisが設けられましたので、ほかのがんと同じく上皮内としても情報を集める状況が整ったと思っておりますが、**上皮内で取ることにつきまして御提案**申し上げたいと思っておりますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(大坪寛子君) ありがとうございます。

御紹介いただきましたように、今般、日本胃癌学会の取扱い規約、これが令和八年三月六日に第十六版と改訂をされまして、UICCのTNM分類と同じように、胃がんにおける上皮内がんTisがT1aから分離されるようになったことを受けまして、私どももいたしましては、**Tisと確認されたものについてはT1aと区別をして全国がん登録の進展度における上皮内として届け出いただくように対応**してまいりたいと思っております。

（参考）UICC TNM分類とは

- TNM分類は「がんがどれだけ進んでいるか（ステージ又は病期）」でがん进行分类する方法であり、治療方法を考えるときの指標の1つ。
- T因子（Tumor、最初に発生したがんの大きさ、広がり、深さ）、N因子（Lymph Node、リンパ節への転移と広がり）、M因子（Metastasis、他の臓器への遠隔転移の状況）の3つの要素から、がんのステージ（病期）を判定する。
- 「UICC TNM分類」は、1968年より国際的に活用されている国際対がん連合（UICC）のTNM分類である。

○ 進展度とTNM分類（UICC 第8版）の対応（例：胃）

進展度	TNM 分類
限局	T1a (M), T1b (SM) T2 (MP) T3 (SS)
領域リンパ節転移	N1-N3
隣接臓器浸潤	T4a (SE), T4b (SI)
遠隔転移	M1

○ TNM分類（UICC 第8版）と臨床病期（例：胃）

TNM 分類第8版 (cステージ)	臨床病期				
	N0	N1	N2	N3a	N3b
T1a	I	II A	II A	II A	II A
T1b	I	II A	II A	II A	II A
T2	I	II A	II A	II A	II A
T3	II B	III	III	III	III
T4a	II B	III	III	III	III
T4b	IVA	IVA	IVA	IVA	IVA
M1	IVB	IVB	IVB	IVB	IVB